

## 修驗本山派院家勝仙院について

高 楠 利 彦

### はじめに

ある寺院の（それは神社であれ、家であれ同様だが）伝存史料には、その寺院関係者による記録や、その寺院宛ての文書、あるいは、その寺院から差出す文書の案文などが含まれる他に、一見、まったくその寺院と無関係と思われる文書が含まれていることがある。その、無関係と思われる史料の伝来の経路を明らかにするには、しばしばその寺院の歴史そのものを明らかにするに等しい作業を必要とする。本所架蔵影写本『住心院文書』には、修驗本山派院家住心院宛て文書の他に、勝仙院宛て文書を多数含んでいる。現在も京都六角堂に隣接して存在する住心院の所蔵史料中、戦国期～近世前期にだけ集中している勝仙院宛ての文書は、いかなる伝来経路を持つのであろうか。『住心院文書』の検討を通じて、住心院と勝仙院との関係を明らかにするのが小稿の課題の一つである。

ところで、近世の修驗本山派に関するこれまでの研究は、末端山伏の活動や地方の重だった山伏とそれを取り巻く配下山伏の地方組織の研究が中心であった。中央の組織については、聖護院門跡の下に、若王子・積善院・住心院などの院家が存在したこと、それら院家が先達職（霞支配權）を分有していたことなどは知られているが、いつ頃から院家になつたのか、あるいは先達職はいつから所有しているのか、などの一步踏み込んだ、実態に即した研究は不充分であつたと言える。小稿では、二つの課題として、勝仙院の代々の住持をめぐる諸問題を検討することで、修驗本山派の先達職や院家の性質について考察する素材を提供したいと思う。

現在の山梨県大月市、かつての甲州都留郡（郡内）岩殿村に岩殿山七社権現があり、その別當に常樂院・大坊があつた。この両別當家に伝わる近世期以降の史料は、子孫によって代々受け継がれてきた。ところが、その史料を整理・検討していくうちに、近世中期の宝永～正徳期頃をさかいにして、この両別當の本寺の名前が変化したことに注目された。すなわち、慶長期から宝永期までの勝仙院から、住心院に変化したのである。勝仙院の住持や執事から常樂院・大坊に宛て差出されていた文書は、宝永期をさいで正徳期以降はただの一点も見出されなくなつた。これとは対照的に、宝永期以前の史料に住心院の名を検出すことはできなかつた。このことから、常樂院・大坊の本寺が宝永～正徳期をさかににして、何らかの理由で勝仙院から住心院に変更されたものとの推測が当初なされた。

そこで、勝仙院・住心院についての検討を進めていくと、貞享二（一六八五）年板の『京羽二重 卷四<sup>(4)</sup>』の△諸宗仏擇▽の項に、聖護院の院家として、若王子の記述につづいて、

院家 勝仙院 洛陽六角堂ノ内

住心院僧正晃玄

と記されている。住心院僧正が勝仙院を兼帶しているのであるうかとも思われた。だが、これだけでは曖昧で、勝仙院と住心院との関係は不明確である。寛文六（一六六六）年の『新熊野奉加帳<sup>(5)</sup>』によれば、

（前略）

寛文六年

一 壱貫五百

勝仙院晃玄

但御供所入用ニ御出シ被成候

(後略)

と記されている。また、『住心院文書』には、貞享三年五月十五日付で、聖護院道祐より勝仙院大僧正晃玄あてに、肥前国先達職が補任されている。『京羽二重 卷四』の出された貞享二年の前後に、はつきりと勝仙院晃玄と記されており、『京羽二重』の住心院僧正晃玄の記述はどう解釈すればよからうか。この疑問に、「深仙灌頂系譜」<sup>(6)</sup>が答えてくれる。そこには、

晃玄大僧正 勝仙院。住心院。

松平紀伊守家信子。大炊御門左大臣経孝公猶子。寛文八年三月十

八日受灌頂。大阿闍梨同前。新熊野別当。住心院再興。

元禄七年五月十一日遷仙。<sup>(7)</sup>

とある。これで明らかなように、再興ということから住心院はかつて存在したが、そののち退転していたもので、勝仙院とは本来別院と考えてよからう。そして、勝仙院晃玄がある時期に住心院を再興したことによつて、それまでの勝仙院とのみではなく、勝仙院とも住心院とも並称するようになつたということであろう。では、勝仙院晃玄はいつごろ住心院を再興したと考えられようか。晃玄の前代の勝仙院住持は澄存であり、澄存は慶安五(一六五二)年八月二十三日に示寂している。そのあと晃玄が住持になり、晃玄は元禄七(一六九四)年に遷仙している。從つて住心院再興は晃玄の住持時代の四二年間に確定されるが、恐らく「応仁ノ兵火回禄ノ後、衰微ニ及ベリ」新熊野宮を、寛文期に「神殿如今聖護院院家勝仙院僧正再興」したことによつて、その頃、住心院も再興したのではなかろうか。後述のごとく、勝仙院は応仁期以前には存在していないと考えられ、新熊野宮別當は応仁期以前は住心院であつたと考えられるから、住心院の名跡を再興するのに新熊野社再興の機会はふ

さわしいものと推測されるからである。

さて、「深仙灌頂系譜」によれば、晃玄の次の住持について、

晃諄大僧正 改晃託。住心院。

坊城大納言俊廣卿猶子。晃玄僧正入室受法灌頂。弟子。

享保十三年九月三十日遷化。<sup>(8)</sup>

とあり、もはや住心院とのみ記されている。勝仙院晃玄が住心院を再興してから、晃玄は勝仙院と住心院とを並称（正式には勝仙院）していたが、次の晃諄の代になって、ある時点から勝仙院とはいっさい用いずに住心院とのみ称するようになった。はじめに述べた、勝仙院支配下の山伏である常楽院・大坊伝存史料では、宝永三(一七〇六)年三月二十九日付の文書まで勝仙院であり、正徳四(一七一四)年八月八日付の文書から住心院となつている。この間に、正式に勝仙院から住心院への名称変更がなされたのであろう。

この正確な時期は、「祠曹雜識」卷廿四によつて知られる。「祠曹雜識」は、「江戸時代の後期に寺社奉行所に勤務していた人が、在任中に手控えていた記録類や見聞した事実を、順序不同に筆録した雑抄の書である」<sup>(9)</sup> そこに、次のとく記されている。

聖護院宮ノ院家二家アリ、東山ノ若王子、六角堂ノ住心院是ナリ、中頃住心院ヲ勝仙院ト称セシカ、宝永七寅ノ四月所司代松平紀伊守伺ノ通旧号ニ復シ、爾來今ニ至ルマテ住心院ト号ス

京都六角勝仙院称号之事、元來住心院ニ而候處、近代勝仙院ト唱來候、勝仙院者附弟之別号ニ御坐候、今以御所方且又於聖護院殿モ表向者住心院ト被称候間、向後於御當地茂如旧号住心院ト被名称候様奉願旨申候、願之通旧号相唱候様ニ可申聞候哉、相伺之候以上、

松平 紀伊守 四月

これは、住心院から京都所司代松平紀伊守信庸にあてた願いについて、京都所司代から寺社奉行に伺いがたてられ、寺社奉行がこれを伺いの通

り許可したもので、その寺社奉行所記録を後年、記したものである。

住心院の願いは、(i)勝仙院の称号は元来住心院であったが、「近代」勝仙院と唱來た。(ii)勝仙院は「附弟之別号」である。(iii)御所、聖護院においても住心院と表向き称しており、御当地においても住心院と称すよう願いたい、というものである。この内容のうち、(i)は、これまで述べてきたように、本来住心院と勝仙院とは別院であったものを、勝仙院晃玄が住心院を再興したものである。再興したことによつて、住心院の諸権利や名跡を継いだとしても、勝仙院が「元来」住心院であつたことにはなるまい。次に(ii)の、勝仙院は「附弟之別号」とはどういうことか。

住心院執事村井宮内・内藤兵部より常樂院・大坊宛、年不明八月十日付書簡(10)に「(前略)当表大僧正勇健御座候、然者御弟子喜丸殿去ル三月六日御得度被成候、御名勝仙院与申候、(後略)」と記されていることから、勝仙院の名跡は、住心院の附弟が継いだものと理解される。従つて、修驗本山派院家は住心院であり、勝仙院は院家ではなくたのであるから、本寺である院家の配下山伏である常樂院・大坊の所蔵史料にはいつさい勝仙院の名称が見出されなくなる。さて、(iv)の内容によつて、勝仙院から住心院への名称変更の時期が確定できよう。御所・門跡という禁裏内のみならず、幕府機関によつても変更を認めるよう願つたもので、この願いを含めた京都所司代よりの伺いが、宝永七年四月に許可されたことから、同月をもつて、勝仙院から住心院への名称変更がなつたと理解できよう。これ以降、院家住心院の住持は、晃諱・晃珍・賞珉・賞深・盈存・盈進・雄真と相伝し、雄真の時に明治維新をむかえた。

では、勝仙院晃玄以前の勝仙院とはいかなるものであつたか、次節の課題とする。

『住心院文書』で、勝仙院に関する内容をもつ文書の最も古いもの

は、天文十七(一五四八)年七月二十五日付の聖護院坊官僧都(増梁)・律師(某)より待徳公宛ての聖護院門跡御教書である。

①勝仙院諸同行事、由緒之族動相語他之先達、恣之由太不可然、所詮根本管領之所々并帶證文於同行所者、無他妨任淳秀法印讓与進止不可有相違之由、聖護院御門跡依御氣色執達如件

天文十七年七月廿五日

僧都(花押)  
律師(花押)

待徳公

これに統いて、一連のものとして天文二十(一五五一)年七月二十三日付で、同じく僧都(増梁)・法印(前文書の律師某と同花押)より、勝仙院宛ての御教書がある。

②就初先達之儀、蘗次之事先師淳秀法印時、如被定置不可有相違旨、対諸先達中被成奉書上者至參仕之族不論度之沙汰可被遂修行之節由、聖護院御門跡依御氣色執達如件

天文廿年七月廿三日

僧都(花押)  
法印(花押)

勝仙院

①の史料は、待徳公なる人物が勝仙院の支配する諸同行山伏を、淳秀法印より譲り受けたが、その同行山伏と他の先達によつて、その権利が侵されているのに對し、聖護院が待徳公に権利を保証したものである。②の史料では、待徳公はすでに勝仙院になつたもので、勝仙院の先師淳秀が保持していた先達としての修行の際の蘗次を、勝仙院(待徳公)が受け継ぐよう聖護院が保証したものである。①・②の史料を通していえることは、この時点では、勝仙院の他の諸先達との相對的地位は必ずしも確立していかつたこと、勝仙院に從属する山伏(諸同行)は、他の先達の末下にくらべえする動きを示していることなどから、勝仙院の修驗本山派内の地位は、まだ確固たるものを作成していたとは言い難いことを指摘できる。これを勝仙院末下の同行山伏の側から見た時、それら同行

山伏は、勝仙院淳秀法印という個人に師事し、その末下に居たもので、勝仙院住持が代々、権利として同行山伏を從がえるという関係にはなかつたものを、この際、法人としての勝仙院に従属する関係となつた端緒とも考えられよう。

ところで、勝仙院淳秀法印とはいかなる人物であろうか。『聖護院若王子記録』の中に「若王子寺中 千勝院傳并円城寺并仙岩院」という一綴の史料がある。その中に、

(前略)

千勝院傳東山若王子寺中成  
自元禄年中号園城寺

初了藏坊良俊

千勝院祖  
○淳秀 号勝千房權律師直參修學者

此人ハ六角勝仙院也

享禄二年入峯大宿四度

天文八年同

大永四年

聖護院道増准后御入峯

為副先達

乗々院興淳僧正受法弟子

天文十五年十一月二日入寂四十九才号金剛院

(後略)

とある。この淳秀とは、「此人ハ六角勝仙院也」とあることからも、史料①・②に見える勝仙院淳秀と同一人物と判断できる。したがって、天文十七年の史料①は勝仙院淳秀の死後、一年八ヶ月後の発給であり、待

従公は勝仙院淳秀の死後、勝仙院を相伝したことが判定される。特に、勝仙院淳秀が勝千房と号していたことや、若王子乗々院九代の別当である興淳僧正の受法弟子であることから、あるいは勝仙院の初代か、ないしは勝仙院の地位を他の先達に伍す位地に高めた中興の祖といえる人物かと想像させる。

勝仙院の初代か、中興の祖かこの点が定まらない理由は勝仙院の淳秀以前が不明なためである。『住心院文書』に、淳秀以前を検討させるつ

ぎの譲状がある。

④ 是ハ嚴尊此方へ譲状之案文ナリ

讓与 甲斐国武田逸見跡部一家被官地下人等 熊野参詣先達職之事、右檀那者久住心院殿様御知行之在所也、雖然嚴尊僧都買得之、仍添文證弟子上野公宗秀仁所讓与也、永代可有知行仍為得證讓状如件

文明元年七月廿三日

弁僧都

文明元年七月廿三日

嚴尊 在判

これは、甲斐国武田・逸見・跡部一家被官人地下人等の熊野参詣先達職を、住心院より譲られた（寛正六年四月十四日付で住心院は弁僧都に宛て、右先達職の永代知行を保証している）弁僧都嚴尊が、これを上野公宗秀に譲る際の案文である。なぜ正文が伝わっていないのかという疑問は、嚴尊や上野公宗秀の人物とともに不明で後学を俟ちたい。ただ、上野公宗秀については、文明八（一四七六）年七月廿三日付で、權大僧都忠恒より奥州斯波大崎御一家被官地下人等熊野参詣先達職を保証されているが、その宛名には六角上野律師御房と記されている。また、年不明であるが十二月十三日付聖護院道興より住心院宛文書中に、六角上野快秀の文字が見出せる。

勝仙院が六角にあり、六角勝仙院と呼ばれたことから、右の六角上野律師のあとに、若王子寺中千勝院祖の勝千房が入寺したと推測するのは、少し大胆に過ぎるであろうか。史料④の住心院→嚴尊→上野公宗秀と移譲された甲州における熊野参詣先達職の譲状が、今日まで住心院（かつての勝仙院）に伝存しているからである。たとえ、勝仙院が住心院を再興したことと伴って、かつての住心院の諸権利を譲り受けたと仮定しても、かつて住心院が売却した先達職までは残るはずがないからである。また、六角上野某が、かりに六角勝仙院とは無関係で、甲州の先達職を勝仙院に売却したものなら、この一連の先達職譲状の中で最重要となる六角上野某よりの譲状が、控えもなく残されていないのは不自然と云う

べきであろう。さらに、甲州における熊野参詣先達職を、住心院再興よりはるか以前の天正期に、後述するごとく勝仙院増堅以後の住持が所有していたことは明らかなどからも、かつて、文明期以前に住心院が所持していた先達職は、恐らく住心院の退転に伴い六角上野某に譲られ、その後、六角上野某のあとを若王子寺中千勝院の祖である勝千房淳秀が継いで、これ以降、勝仙院としたと推測しておきたい。ただし、住心院より譲られた諸権利の中には、新熊野社の別当職が含まれていたかどうかの判断はむつかしい。

淳秀の次の勝仙院住持は、先に述べた待従公である。史料①・②のごとく、天文十七年頃勝仙院を相続して、支配同行山伏を引き継ぎ、天文二十年には本山派内における格（先達職次）も淳秀同様に確定した。それからおよそ十年程の間、勝仙院は、毛利氏・武田氏らの戦国大名の聖護院門跡への祈祷依頼や諸要請の、取次役として活動したとみられ、永禄七（一五六四）年十二月二十二日、毛利元就より、勝仙院は長州安國寺領半済内二十石を寄進された。山伏が、熊野参詣先達や修行に際して、領国を越えて通行できたことは知られているが、この特權のゆえに、あるいはまた聖護院門跡を通じて畿内の情報を入手するためにも、戦国大名に重用されたことが勝仙院の活動の時代背景となつた。なお、慶長期以降においても、諸院家の中で勝仙院は聖護院門跡の名代や取次としての任を果す。

こうした働きによって、勝仙院の次の新住持増堅が、およそ永禄十（一五六七）年頃、出世に召加えられたものと考えられる。出世とは修驗本山派内の格式において、院家に準ずる格である。『住心院文書』によれば、「新門主入峯成就之事、各紛骨之故相調候、大慶此事候、隨而増堅出世之事相届之様聞召候間心安候……」とあり、永禄十年の新門主（聖護院道澄）の入峯に際しての功労によって、増堅の出世界格を語り、そのあとひきつづいて、増堅は、「當時若輩」であるから、児島衆

長床之宿老との格式職次について「能々分別肝要候」と述べている。この勝仙院増堅の出世界格とそれに伴う児島衆との格式をめぐる確執について、一連の文書が残されている。

年不詳卯月廿八日付、聖護院道増から若王子僧正あて文書では、「勝仙院事既數代之薰功不混自余候、又仁歟無人之間被召加出世可然之旨」、新門主へも相談したことを告げ、このことを門下中に知らせる必要のあることを述べている。聖護院道増は、これと同日、卯月廿八日付で勝仙院法印宛に、「於峯中対児島衆申事在之間」、去年、出世に召加えたことを「門下中へ可被相触之由、只今懸書差上候并増真僧正へも申遣之候」ことを知らせている。勝仙院を出世に昇格させたことによって、聖護院門跡を頂点にした修驗本山派の組織から、やや離れた位置にあつた児島長床衆と、出世との峯中格式をめぐる確執が起り、この解決のためにも勝仙院の出世昇格を門下一統に知らせる必要のあつたことを示している。その一方で聖護院道増は、十一月十一日付で児島衆に対し「児島衆と勝仙院よ於峯中次第相論之儀」について、これは「道興御代法度殊堅固候、長床衆老よ門跡之院家出世等之職次、同官同位之時ハ度次第候、度も同時ハ歲次第如此勤來候」と、道増の二代前の聖護院道興の法度を再確認して申し送つている。

さて、次に、勝仙院の先達職にもとづく支配とはいがなるものであつたろうか検討してみよう。勝仙院増堅は、元亀二（一五七一）年九月付で、奥州田村郡蒲倉大祥院に宛て、「奥州塩松旦那熊野参詣先達職之事不可有別儀候、若上分等其外於無沙汰者任請文旨彼旦那職可申付別人者也、仍状如件」と申し送つてある。これは、勝仙院のもつ熊野参詣先達職を大祥院に預け、旦那よりの上分を勝仙院に届けさせることを確約したものである。この方式、すなわちある地域の熊野参詣先達職をもつ勝仙院が、現地の重だつた山伏に実際の熊野参詣先達や旦那職とともに得失を確保をゆだね、京都に上分を届けさせるという方式は、甲州郡内（都留郡）地方についても見られる。<sup>(20)</sup>

天正十三（一五八五）<sup>(21)</sup>年と考えられる九月一日付、勝仙院増堅より郡内諸旦那御中にあてた文書によれば、「当郡旦那之事数年府中桜本ニ雖申付、去年当年熊野参詣之輩雖有之京都上分等無沙汰、今度又御門跡様雖御入峯候無相届候上、直務之儀候間各得其意可然候、為其威樂坊ニ申付候仍状如件」と記されている。甲州郡内の熊野参詣先達職をもつ勝仙院が、府中（甲府）の桜本という山伏に熊野先達を託し、上分を京都の勝仙院に届けさせる方式をとっていたが、この年と前年に郡内から熊野参詣者があつたのにもかかわらず、桜本は上分を届けなかつたので、今度の聖護院門跡道澄の入峯に際しては、勝仙院の直務とすると命じたものである。桜本は、郡内における先達としての職務を怠つたのみならず、「謀書謀判」（書判の偽造）をしたことによつて罰せられようとした模様である。

⑤今度桜本対勝仙院就謀書謀判被仕候、如御家法度可有御成敗之處、種々御訴訟申ニ付御赦免被成本望令存候、自今以後之儀以一札申定候、若此旨於有違背者急度可申付候、向後聊不可存疎意候、恐々謹言、

天正十五

九月晦日

酒井左衛門督

忠次（花押）

本多右兵衛佐

廣孝（花押）

二位 法印

如雪（花押）

勝仙院

玉床下

甲斐国を含めた五ヶ国を知行していた徳川家康は、分国大名として、謀書謀判をした桜本を御家法度によつて成敗すべきところを、恐らく二位法印如雪＝照高院道澄を介して哀訴されたことによつて赦免をした。史料⑤は、この旨を被害者であり原告でもあらう勝仙院に伝えたものである。

勝仙院にとつて、旦那よりの得分が届けられないことは困惑の対象であろうが、増堅の次の勝仙院住持である澄存の代になつても、郡内における事態は解決されなかつたものと考えられる。慶長十二（一六〇七）年閏四月二十四日付で、郡内領主鳥居土佐守成次は郡中熊野参詣衆に対し、「從當郡熊野参詣之者共、如前代先達へ相届可致參詣候、京都の御理候間常樂坊ニ申付候者也」<sup>(24)</sup>と達している。これを受けて翌々日の閏四月二十六日に、鳥居土佐守家來の佐久間三休は、郡中なまく肝煎衆にむけて次のように触れている。

⑥ 己上<sup>(25)</sup>

郡中なまく肝煎衆参

丁未閏四月廿六日

三休（花押）

この頃、郡内よりの熊野参詣者は、勝仙院より任じられた現地の先達である常樂坊に、無届けで参詣しているが、これでは勝仙院に得分が入手しないので、勝仙院は参詣者が常樂坊に届けるように郡内領主に依頼したものである。領主はこれを実行するため、船津山中・黒野田口々といふ郡内から京都に向う両街道口を押えてまでも、熊野参詣者を統制しようと計つたものである。領主に對して、「京都の御理」ということで街道口を押えてまでも統制させた、京都＝勝仙院澄存の強制力は、勢力のあつた照高院・聖護院門跡を背景としたものであつたことは容易に推察されよう。それと同時に注目すべきことは、先達職にともなう旦那や熊野参詣者よりの得分收取の方式が弛緩している状態と、これを引き締めようと天正期以来、領主に依頼する勝仙院の姿である。

さて、右に述べた勝仙院の甲州における先達職は、かつて住心院より譲られた中世期以来のものと考えられるが、勝仙院は、近世期に入り聖護院より新たに他の国郡の先達職・年行事職を安堵された。(i)慶長十(一六〇五)年卯月十六日に、佐渡島修驗年行事職を、そして(ii)寛永十七(一六四〇)年八月十日に上野国先達職である。(i)は次の通りである。

(7)佐渡島修驗年行事職之儀被仰付訖、然上者毎年入峯無懈怠之様諸事法度以下堅可被申付事肝要之由、依聖護院御門跡御氣色執達如件、

慶長十年卯月十六日

法眼(花押)

### 勝仙院

さきに見た、勝仙院が甲州郡内の代々の領主に、先達職にともなう得分を確保させようと努めた背景には、経済基盤としていた且那である在地領主やその一族一家被官人が、戦乱や改易転封にともなつて移動したり、あるいは、兵農分離とともになう城下集住と、大名の下のヒエラルキイ成立(=在地領主を中心とした一族一家単位の解体)によって不安定となつたことが最大の原因として存在した。ために、先達職にともなう得分を、且那を対象に收取するのではなく、霞にいる支配下山伏を対象に、彼らの大峯修行の際の入峯役錢や、山伏に僧位僧官や金襴地などの結袈裟を補任する際の補任料を取り立てるに收取の対象を変化させていった。天正く慶長期というのは、まさにこの変化の過渡期であり、従つて先達職を集中的に所有していた院家たちは、支配国郡に存在して、各地において当山派などと争いをおこした。

佐渡においても、慶長八年、当山派山伏大行院に三宝院義演が金襴地袈裟を許可したため、それまで金襴地袈裟補任権を独占していた聖護院門跡との間で争論になり、七月、本山派山伏播州の多聞坊が当山派大行院に打入り乱暴をはたらくという実力行使に出た。この一件については同年十月八日、三宝院門跡にも金襴地袈裟補任権が徳川家康によつて認

められ、本山派多聞坊が処罰された。<sup>(28)</sup>(7)の史料は、当山派との確執の舞台の一つとなつてはいた佐渡について、勝仙院にその年行事職(郡単位の熊野参詣先達職と山伏支配権)を安堵することで、当地の山伏の「入峯無懈怠之様諸事法度以下」を堅く申付けるよう、いわば本山派山伏の組織化を目的とした挺入れを意図した安堵であったと理解できる。この佐渡の例に共通したものに、年代不明であるが、聖護院興意や坊官雜務部源春・杉本坊の発給であることから恐らく慶长期頃と考えられる、三月廿一日付の勝仙院宛書状がある。これは、「相模國大山修驗道近年亂候故、大峯修行」や、門跡入峯の際の山伏上洛「御通」罷出ないので、「法度以下急度被仰付候様に」勝仙院へ願う様にとの「御門跡様御意候」と伝えている。また、同じく年不明であるが慶长期頃と考えられる卯月廿三日付の勝仙院宛書状では、「駿河之山伏之義兔角不相届候」ことが問題となつてゐる。ほぼ同時期のこれら三地域に関する史料は、当山派との支配下山伏組織化をめぐる確執という時代背景の中で、財源問題と結びついた支配下山伏の入峯修行・御通罷出を励行させるため、法度を堅固に遵守させようと、聖護院門跡が勝仙院に組織化と統制を依頼したものであつた。実際に、佐渡が勝仙院支配になつたあと、慶長十六年霜月吉日付の当山方による訴えによれば、「佐土之大行院ハ先年御前へも罷出、当山之同行に無隱候を、是も本山ヘ理不尽に引取、弟子をハ被討果候事」と記され、勝仙院支配のもとでの当山派大行院に対する圧迫がなされたことを伝えている。

次に、近世期に入り新たに安堵された(ii)の上野国先達職について検討しよう。

(8)上野国修驗近年仕置就被申付、年々入峯遂日繁昌、當道之忠勤不過之、然上者彼國先達職永代不可有相違、弥可被加下知者也、謹言、  
(聖護院道晃花押)

勝仙院大僧正御房

八月十日

右の史料は、上包紙から寛永十七年と伝えられるもので、上野国修驗に

関して、勝仙院の仕置によつて統制され、「入峯遂日繁昌」している功によつて、聖護院が上野国先達職を保証するといふものである。上野国の山伏については、永禄(天正期)に年行事職をめぐつて争論が起つてゐた。武田信玄より勝仙院宛て七月十二日付書状によれば、信玄は「上野国年行事、件之極樂院、大藏坊相論之儀」について、「私難決」ために聖護院門主の下知を得奉るよう、この兩人を罷上すので御沙汰を願いたい。ついては、これを「分國之龜鏡」としたいので、勝仙院をつうじて門跡の「窺御氣色候」と勝仙院に依頼している。極樂院の上野国年行事職は、武田信玄によつて安堵され、次いで天正四年に武田勝頼、天正十二年に北條氏直、天正二十年に徳川家康と、代々の領主によつて安堵されている。この極樂院にあつられた代々の領主による安堵状は『住心院文書』に含まれており、恐らく、勝仙院の支配開始とともに、極樂院の権利は否定され、同時に安堵状が勝仙院に收められたものかとの推定がなされよう。では、勝仙院の支配開始はいかなる理由によるのであるうか。極樂院・大藏院の争論にみられるような本山派内山伏同志の勢力・権利をめぐる確執が天正二十年以降にも生じたためか、それとも佐渡における問題と同様、当山派との確執をめぐるものであろうか。慶長十六年、上野国藤岡の菊藏という山伏が、当山派の袈裟筋で入峯して在地に戻つたところを「本山方の曲事に申懸、三貫貳百文くわせんを取、其上本山の桜木と申者、菊藏所へ人數をそつし、家内をけつしよいたし、悉財宝を取申候事」<sup>(24)</sup>が、当山派より訴えられ両派の確執のあつたことを示している。いずれにしても上野国でも、勝仙院は本山派山伏の統制・組織化に指導力を發揮したものと考えられ、史料⑧の「年々入峯遂日繁昌」したことで聖護院より評価をうけた。

澄存の次の勝仙院住持は晃玄であるが、晃玄の住持時代は、本山派の教団としての体制は、既に安定していた。<sup>(25)</sup>貞享三(一六八六)年、聖護院道祐によつて肥前国先達職が勝仙院大僧正晃玄にあてて補任された際には、「肥前国先達職之事闕ニ付、依被懇望則補任彼職」と、勝仙院の

懇望から聖護院門跡が補任したことが明言されている。さきに述べた、経済基盤の変化とその変化に対応することから生じた当山派との確執といふ状況下で、本山派の組織化と山伏統制のために、門跡の要請にもとづいて澄存に補任されたものとの補任の際の文言の違いは明白である。それは単なる文言の違いや被補任者の人格的な相違である以上に、まさに、近世修驗本山派組織の確立に向かう時期と、確立後との違いを示していると理解すべきである。

### おわりに

天保二(一八三二)年の喜蔵院孝盛書写「本山近代先達次第」により宮家準氏が作製した表「近世における地方別本山派修驗者数」<sup>(31)</sup>によれば、住心院が所有する霞は単純に数だけ見れば、全国で二二ヶ国にわたつており、一ヶ国にわたる院家若王子をしのいで最多である。

ところで、『聖護院若王子記録』一一冊のうちに『御当家御祈禱御緒之事』があり、その中に「一、若王子配下修驗之儀は往古より支配仕候、從聖護院宮配分より申儀ニ無御座候」と記された箇所がある。若王子の支配する山伏は聖護院門跡から分け与えられたものではないとの主張である。近世期に若王子や勝仙院(=住心院)などが所有していた先達職といつても、そこには歴史的な経緯の違いが存在することを、若王子の記録は示している。確かに、若王子の山伏支配は、例えば奥州棚倉八櫻別當に対する熊野參詣先達職や年行事職は若王子(乘々院)によって從来補任されてきたものを、さらに聖護院門跡が安堵するという形式になつていつたことからしても、あるいは、『聖護院若王子記録』の「修驗萬留帳」に、「若王子代々霞下之覚」として奥州年行事一四人を書上げ、「右十四人は若王子自分ニ年行事申付也」と記し、あんに聖護院ではなく、自分による補任であつたことを示していることからも、若王子が「往古より支配仕候」もので聖護院門跡から配分されたものではないということはわかる。では、「從聖護院宮配分」されたとはどういうも

のを考えればよいのであろうか。私は小稿で述べてきた、勝仙院の先達職が上野国・佐渡島など聖護院の要請により与えられたり、あるいは肥前国先達職のよう、勝仙院の懇望によって聖護院から与えられたが、これらを「従聖護院宮配分」されたものと理解してよからうと考える。

先達職取得に至る過程の相違が若王子と勝仙院との間にあることの他に、近世期には聖護院門跡の下に院家若王子・勝仙院（住心院）・積善院などと並列されて記される院家についても、若王子と勝仙院とではその歴史的な伝統・格の重さは異つていいよう。小稿で述べたように、勝仙院は増堅の若輩の頃（永禄十年頃）<sup>(34)</sup>に出世となり、次の澄存の代の元和八年頃もまだ出世の格であったもので、その後に院家に取り立てられたものである。これに対し、中世期以来、聖護院門跡とも相対的に自立した関係にあつたと考えられる院家若王子とでは、同じ院家といつても門跡との関係において相違があることは把握される。もつとも、若王子を中心としたこの点での詳細な検討は、近世における門跡と院家との関係、ひいては公儀権力による宗教教団組織編成の問題を考える上でも重要であり、今後の課題としていたい。

## 註

- (1) 前半20点は「右住心院文書 京都下京区住心院藏本明治十九年八月編修星野恒採訪明年三月影写了」、後半44点は「右住心院文書 京都市下京区第四組三文字町同院所蔵 昭和二年六月影写了」と奥書に記されている。なお、京都大学文学部古文書室蔵影写本『住心院文書』は大正十二年三月に影写されたもので、本所蔵本と同文書をすべておさめ、さらに二点（貞享元年七月四日付、幕府より本山方に出来られた「定」と、寛文八年十二月廿六日付、幕府より本山方に出来られた「條々」）をおさめている。以下、特に断らない限り、小稿の史料引用は『住心院文書』によっている。
- (2) 宮本袈裟雄氏編『山岳宗教文獻総目録』（桜井徳太郎氏編『山岳宗教と民間信仰の研究』所収）はこれまでの研究状況をよく伝えているが、そこでも地方組織の研究が中心であったことが顯われている。

- (3) 披稿「近世の宗教」（『大月市史 通史篇』所収）を参考されたい。  
(4) 『新修京都叢書 第二』所収。  
(5) 本所蔵写本。  
(6) 『日本大藏經 修驗道草疏三』所収。  
(7) 『山州名跡志』卷之三（元禄十五年三月刊）の新熊野宮の項。  
(8) 内閣文庫蔵、全七二巻（七二冊）。  
(9) 『内閣文庫未刊史料細目 上』（国立公文書館発行）解説。  
(10) 北條熱美氏（旧常楽院）所蔵史料。  
(11) 京都大学文学部古文書室蔵。  
(12) 『深仙灌頂系譜』。『今川氏と觀泉寺』（觀泉寺史編纂刊行委員会編纂）第二章。

- (13) 新熊野社が応仁ノ兵乱で焼け、衰微したものを見文期に勝仙院晃玄が再興したことはすでに述べたが、新熊野社に関して、「中興初代法橋春也通称兵部」（京都大学文学部古文書室蔵『聖護院若王子記録』）からも検討素材が与えられる。この史料は、明治四年十一月、住心院の執事内藤玄康が修験宗廃止にともない士族に復帰を願う際、内藤氏の先祖が武士であったことを証明しようと書上げたものの控えとみられる。
- （前略）右（内藤兵部法橋春也）先祖者新熊野社之供僧ニ候處、応仁兵乱後神領退廃ニ付後裔春智法印儀、天文年中、同社別当職住心院江附属、養孫春也ヲ以為候人勤仕、右春智養孫寛元駿河・遠江之領主今川家臣内藤近江存秀男、今川家没落之後慶長五年今川上総介氏真之次男出家住心院江入院之節、隨從勤仕以本姓内藤為姓

これによれば内藤春也の先祖は新熊野社の供僧であったが、応仁ノ兵乱後神領が退廃したので内藤春智法印は、天文年中に新熊野社別当住心院に附属したとある。だが、ここまで考察で天文年中には既に住心院は退転していたと考えられる。しかもこの史料が書かれた明治四年当時、住心院と勝仙院との関係が混同されていたことは、右史料の慶長五年今川上総介氏真之次男出家住心院江入院があり、これは勝仙院澄存のことであり明らかに住心院ではなく勝仙院の誤りであることからもわかる。とすれば、春智法印が天文年中に附属した、という時の別當は勝仙院とも推定できそうだ

が、史料の確實性に欠けるきらいがあるため、判断は難かしい。

14

例えば慶長十二年十八日の、関東山伏が天台・真言僧侶から入峯役錢を取ることの停止をめぐつての争論の際、山伏側の主張に、「……其頃は関東殊之外に乱れ、處々国々境に閑所有、人の往来も不叶、然共山伏は毎年峯へ入るに、子細なく閑所通る間、諸出家上方本寺參勤、学道往来にも山伏を頼み上り下りす、又官位の望も田舎にて不叶、京都へ申も山伏の峯入に頼みてあつらへ、或は学僧も道には山伏姿をかりて往来し、おひをかけて貝を吹て宿をかりける……」（「大日本史料」十二篇一五）とあるのはその一例である。

(15)

(15) 『大日本古文書』家わけ第九 吉川家文書』や、『大日本古文書』家わけ第十六 島津家文書』などには、聖護院道増・聖護院道澄(照高院如雪)より、吉川駿河守や島津義弘・義久にあてた書状が収められ、畿内の情勢を伝えたものなどが含まれている。

16

『大日本古文書』家わけ第九 吉川家文書や『大日本古文書』家わけ第十六 島津家文書などには、聖護院道増・聖護院道澄(照高院加雪)より、吉川駿河守や島津義弘・義久にあてた書状が収められ、畿内の情勢を伝えたものなどが含まれている。

出世……③叡山で堂上貴族の子息の出家して、妻帯しないもの、または

備前児島には、紀州熊野長床衆の流れからくると考えられる山伏の一山組織があり、宿老（建徳院・尊瀧院・伝法院・報恩院・大法院・吉祥院）を中心にしてその下に公卿（智蓮光院以下十二院）以下の山伏が、聖護院門跡を中心とした本山派から自立したかたちで存在していた。和歌森太郎氏「小

島法師について』（『修驗道史研究』所収）・村山修一氏『山伏の歴史』を参考させて頂いた。

(18) 若王子住持増鎮は、天文十四（一五四五）年に法印、永禄七（一五六四）

『青山文書』（本所藏影写本）所収。

(20) その他、勝仙院が先達職をもつ信州に

宗教史研究叢書9)所収)一政氏(信濃皆神山の修驗)(鈴木昭英編「富士・御嶽と中部靈山」(山岳

北條熱寒氏（旧常樂院）所藏史料。

(22) この二日前の八月晦日付で、勝仙院増堅は二位法印御坊（照高院如雪）に宛て、領主以下無沙汰を訴え、直務とすることとの承諾を求めている。

勝仙院はいよいよ此の法事に新羅僧をもて、聖詔附し、大法の説いて入室し、しかるのちに勝仙院に入院したのである。勝仙院登存の系譜に

関しては『今川氏と觀泉寺』第二部第一章「若王子と澄存」（嗣永芳照氏執筆）と第三章「今川氏とその学芸」（井上宗雄氏執筆）とで詳述されて いる。そこでは、井上氏は（澄存は）中山親綱の猶子となって道澄准后

の許に入室した（欲てその入室はいくら過ぐても新編の歴する慶長三年十一月以後ではありえぬこと）」（六八〇頁）、嗣永氏は井上氏に賛同しながら「更に推測を加えれば天正十九年以前、推定十五歳前後で聖護院に出家した澄存は、慶長十二年時点には勝仙院住持となっていたようである。」

(五九七、八頁)と叙述されている。井上氏の推測は、「寛永諸家系図伝」が澄存の入室を照高院ではなく「聖護院」と記していることから、道澄の聖護院時代であり、天正十九年以前と推測されている。この推測には反証もできないが、後年の編纂物である「寛永諸家系図伝」にのみ依拠する点と明確に照高院と聖護院を使い分けているかという点で同意もむつかしい。されば、澄子の入室は寛永三年十一月以前であることはその通りで、文录四

れた口宣案が『住心院文書』中にある。この澄興は、そこに懸紙で「澄存ノ御事」と記され、また、「宝曆五乙亥年正月吉日 書簡留 正東山役所」には、澄存院大僧正 詩仙院、若王子、伽耶」(同前五九七頁)と記されてお

- (34) 〔33〕 〔32〕 〔31〕 〔29〕 〔28〕 〔27〕 〔26〕 〔25〕 〔24〕 〔23〕 〔22〕 〔21〕 〔20〕 〔19〕 〔18〕 〔17〕 〔16〕 〔15〕 〔14〕 〔13〕 〔12〕 〔11〕 〔10〕 〔9〕 〔8〕 〔7〕 〔6〕 〔5〕 〔4〕 〔3〕 〔2〕 〔1〕
- 〔34〕 福島県東白河郡棚倉町八楢淳良氏所蔵史料。  
〔33〕 八楢淳良氏所蔵『天保十五年十二月十一日宗用諸覚帖』という、本山  
所蔵古証文の写しの中に、元和八年九月十五日付、酒井宮内大輔忠勝より  
京都大学文学部古文書室蔵。

り、文禄四年五月十五日にはすでに入室していたことが判断できよう。では、澄存が聖護院より勝仙院に住持として入院したのはいつ頃であろうか。澄存の前の増堅の勝仙院住持は、管見によれば慶長六年まで確認できる（同年九月日付、増堅より千手院法印御房あての信州木曾谷年行事職補任状。前掲米山一政氏論文所載）。一方、澄存について「勝仙院澄存」と明確に記される初出は、『実相院記録一』（本所架蔵本）の『新旧記』に、「（前略）（慶長六年十月）自廿六日入壇者次第」廿七日若王子澄真、廿八日法泉院真祐同廿九日光院亮憲、晦日大阿尊雅僧正華台院親長壬霜月朔日大阿尊雅僧勝仙院澄存（後略）と記されている。この年、勝仙院澄存として灌頂を、積善院尊雅から受けたことが判斷できる。増堅の住持時期、澄存の灌頂時期を考えると恐らく、慶長六年かその前数年頃に澄存は勝仙院に入室したのではないかと想像される。すると、注(13)に掲げた史料「中興初代法橋春也通称兵部」の中に、「慶長五年今川上総介氏真之次男出家住心院江入院」とあるのは、この住心院とはほんらい勝仙院と記すべきところであることは前述したが、澄存の勝仙院入院を慶長五年と推定させうることにならうか。

〔24〕 『大月市史 史料篇』一五五頁。

〔25〕 『甲斐国志』卷之百による。

〔26〕 北條熟実氏所蔵史料。

〔27〕 雜務坊源春の花押である。

〔28〕 『大日本史料』十二篇一一。辻善之助氏『日本仏教史』。

〔29〕 〔28〕と同じ。

〔30〕 拙稿「幕藩制国家と本末体制」（一九七九年度歴史学研究会大会報告別冊特集号）。なお、小稿は拙稿と時代的に重なる部分が多く、参考して頂ければ幸甚である。

〔31〕 宮家準氏『山伏——その行動と組織——』所収。

勝仙院宛てに「信州河中嶋四郡之内年行事之事」の古証文が記され、それに引き続いで「右勝仙院者當御門主出世ニ而御座候」と記されている。勝仙院の院家昇格は、これ以後と考えられようが、はつきりいつからとは確定できない。ただ、勝仙院澄存は院家若王子住持を兼帶することから、それ以降勝仙院も院家となつたのではないかと、一応推測しておく。

〔小稿は、一九七九年度科学的研究（一般研究D）「幕藩制下における修驗本山派の組織について」の成果の一部である。〕